

令和2年度の地方財政措置について(各府省への申入れ)の概要

令和元年7月
自治財政局調整課

趣 旨

- 毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れ
(地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を要請)
- 申入れ項目・内容は、地方公共団体の意見も踏まえて選定

【参考】地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)(抄)

(地方公共団体の負担を伴う法令案)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求める前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

2 (略)

(地方公共団体の負担を伴う経費の見積書)

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

2 (略)

令和２年度の各府省への申入れの主な内容

◎は新規項目

震災からの復旧・復興の推進関連

東日本大震災からの復興の推進	復興・創生期間後の基本方針を検討するに当たっては、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえること
熊本地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進	復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じること

人づくり革命関連

幼児教育の無償化に係る財政措置等	幼児教育の無償化の円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ必要な措置を講じること。特に、認可外保育施設の質の確保・向上等の諸課題の解決に当たっては、地方との協議内容を十分に踏まえること
高等教育の無償化に係る財政措置等	高等教育の無償化の円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ必要な措置を講じること

社会保障制度改革関連

国民健康保険制度の安定的な運営の推進等	○制度を円滑に運営できるよう、財政支援を着実に実施するとともに、保険者努力支援制度等について、地方と十分に協議を行うこと ○決算補てんを目的とする法定外繰入金等の計画的な解消に向けた取組を促進すること ○普通調整交付金の見直しを検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえること
医療・介護サービスの提供体制改革等	医療・介護サービスの提供体制の改革に当たっては、地方の意見を十分に踏まえた上で、実効性のあるものとする。特に、地域医療構想の実現に向けて、適切な支援を行うこと
社会保障制度の更なる改革等	給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめに向けた検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること

令和 2 年度の各府省への申入れの主な内容

◎は新規項目

個別施策

◎ 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化	児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策の実施に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、制度の運用改善を図るとともに、所要の国費を確保するなど、必要な財政措置を講じること
◎ 風しんに関する追加的対策の推進	風しんに関する追加的対策のうち、緊急風しん抗体検査等事業について、所要の国費を確保すること
◎ 外国人材の受入れ環境整備の推進	○特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じること ○共生社会実現のための受入れ環境整備について、地方の意見を十分に踏まえつつ、所要の財源を確保すること
所有者不明土地等対策の推進	土地所有権の放棄を可能とする方策等を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえること
◎ 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保すること
◎ 会計年度任用職員に係る財政措置	会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、所要の財源を確実に確保すること

令和２年度の各府省への申入れの主な内容

◎は新規項目

〔基本的項目〕

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化

〔その他〕

- 待機児童の解消に係る財政措置
- 介護保険制度の安定的な運営の推進等
- 子ども・子育て支援に係る財政措置等
- 地方創生に係る財政措置等
- 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化に係る措置
- 国土強靱化及び防災・減災対策の推進
- 公共施設等の適正管理の推進
- 直轄事業の見直し
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- PPP／PFIの推進
- 教職員定数の増加の抑制
- 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消

〔 共 通 事 項 〕

項	目	頁
I	震災からの復旧・復興の推進等	
1	東日本大震災からの復興の推進……………	1
2	熊本地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進……………	1
3	国土強靱化及び防災・減災対策の推進……………	1
II	地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1	地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等……………	1
2	地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等……………	1
3	国庫補助負担金の整理合理化等……………	2
III	国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1	国庫補助負担金等に係る超過負担の解消……………	2
2	国庫支出金の性格に応じた改革の推進等……………	2
3	国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	2
4	国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力	2
IV	その他	
1	公共施設等の適正管理の推進……………	3
2	消費税率引上げに伴う需要変動の平準化に係る措置……………	3
3	会計年度任用職員に係る財政措置……………	3

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項	目	頁
内 閣 官 房	1	社会保障制度の更なる改革等……………	4
	2	地方創生に係る財政措置等……………	4
	3	外国人材の受入れ環境整備の推進……………	4
内 閣 府	1	幼児教育の無償化に係る財政措置等……………	5
	2	待機児童の解消に係る財政措置……………	5
	3	社会保障制度の更なる改革等……………	5
	4	子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	5
	5	地方創生に係る財政措置等……………	6
	6	外国人材の受入れ環境整備の推進……………	6
	7	P P P／P F I の推進……………	6

省 庁 名	項 目	頁
法 務 省	1 所有者不明土地等対策の推進……………	6
出入国在留 管理庁	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	7
文部科学省	1 幼児教育の無償化に係る財政措置等……………	7
	2 高等教育の無償化に係る財政措置等……………	7
	3 社会保障制度の更なる改革等……………	7
	4 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	8
	5 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	8
	6 教職員定数の増加の抑制……………	8
厚生労働省	1 幼児教育の無償化に係る財政措置等……………	8
	2 待機児童の解消に係る財政措置……………	9
	3 社会保障制度の更なる改革等……………	9
	4 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	9
	5 医療・介護サービスの提供体制改革等……………	9
	6 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等……………	10
	7 介護保険制度の安定的な運営の推進等……………	10
	8 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	10
	9 風しんに関する追加的対策の推進……………	11
	10 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化……………	11
	11 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消……………	11
	12 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	11
農林水産省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	11
	2 直轄事業の見直し……………	12
	3 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	12
	4 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	12
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	12
経済産業省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	13
国土交通省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	13
	2 所有者不明土地等対策の推進……………	13

省 庁 名	項 目	頁
	3 直轄事業の見直し……………	13
	4 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	14
	5 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	14
	6 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	14
環 境 省	1 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	14

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

【共通事項】

I 震災からの復旧・復興の推進等

1 東日本大震災からの復興の推進

東日本大震災からの復興支援について、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、復興・創生期間後の基本方針を検討するに当たっては、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえられたいこと。

2 熊本地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

熊本地震及び近年の自然災害からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

3 国土強靱化及び防災・減災対策の推進

国土強靱化に関する施策及び南海トラフ地震や首都直下地震等に関する防災・減災対策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマに位置づけられていることも十分に踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等の国と地方の役割分担の見直し及び義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減や必置規制の見直し等を積極的行われたいこと。さらに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう、法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっても、他の施策において見直しを行い、新規増員を抑制するなど、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、「補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で 2019 年末までに対象や工程を具体化する」とされていることについて適切に対応されたいこと。

2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標の設定に当たっては、国庫負担金については、国と地方の役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くとともに、国庫負担金の制度全体の検討を進めるに当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、国庫補助金における更なるインセンティブの仕組みの強化を進めるに当たっては、社会保障をはじめとする行政サービスの担い手である地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社並びに林業公社等の国の施策に関連して設立された第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が悪化した場合には、地方公共団体の財政に影響を及ぼすおそれがあるため、財政的リスクの高い第三セクター等について策定された経営健全化のための方針に基づく取組をはじめ、第三セクター等の効率化・経営健全化の取組に対しては、適切な支援を行う等、積極的に協力されたいこと。

IV その他

1 公共施設等の適正管理の推進

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられる地方公共団体の「公共施設等総合管理計画」等に基づき策定することとされている「個別施設計画」について、令和 2 年度までに確実に策定されるよう、策定率の低い分野を中心に、早急に必要な対策を講じるとともに、個別施設計画に基づく老朽化対策等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化に係る措置

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、令和 2 年度当初予算において、消費税率引上げに伴う需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ臨時・特別の措置を講ずるに当たって、地方公共団体を通じて実施する場合には、円滑に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 会計年度任用職員に係る財政措置

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 29 号）に基づき、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が施行されることから、会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、その事業の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確実に確保されたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

1 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣府、文部科学省、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき行われる給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめに向けた検討等に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 地方創生に係る財政措置等（同旨内閣府）

地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、地方公共団体が次期「地方版総合戦略」に基づく取組を着実に推進できるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

特に、地方創生推進交付金については、更なる対象事業の要件の緩和等を図るとともに、地方公共団体が安定的・継続的に事業を実施できるよう、引き続き、所要の国費を確保されたいこと。

3 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(内閣府)

1 幼児教育の無償化に係る財政措置等（同旨文部科学省、厚生労働省）

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）に基づく幼児教育の無償化について、地方公共団体における事務負担の増加に十分配慮しつつ、円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

特に、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする諸課題の解決に当たっては、「幼児教育の無償化に関する協議の場」における協議の内容を十分に踏まえられたいこと。

なお、認可外保育施設等の経過措置期間において、全額国費で負担するべく措置を講ずることとされている事務費相当額については、所要の国費を確保されたいこと。

2 待機児童の解消に係る財政措置（同旨厚生労働省）

待機児童の解消に向け、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等に基づく「子育て安心プラン」を前倒して行う受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の着実な推進に必要な財源を確保されたいこと。

3 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣官房、文部科学省、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき行われる給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめに向けた検討等に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨文部科学省、厚生労働省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

あわせて、子ども・子育て支援新制度について、引き続き、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

また、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

5 地方創生に係る財政措置等（同旨内閣官房）

地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、地方公共団体が次期「地方版総合戦略」に基づく取組を着実に推進できるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

特に、地方創生推進交付金については、更なる対象事業の要件の緩和等を図るとともに、地方公共団体が安定的・継続的に事業を実施できるよう、引き続き、所要の国費を確保されたいこと。

6 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

7 PPP／PFIの推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等を踏まえ、地方公共団体における多様なPPP／PFIの活用が進むよう、人口20万人未満の地方公共団体を含め、実効ある優先的検討の運用や地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充等、適切な支援を行われたいこと。

また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進のため、国・地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式を活用した案件の動向や課題に関する情報の集約等の取組を推進されたいこと。

（法務省）

1 所有者不明土地等対策の推進（同旨国土交通省）

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和元年6月14日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等を踏まえ、土地所有権の放棄を可能とする方策等を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

(出入国在留管理庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(文部科学省)

- 1 幼児教育の無償化に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）に基づく幼児教育の無償化について、地方公共団体における事務負担の増加に十分配慮しつつ、円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

特に、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする諸課題の解決に当たっては、「幼児教育の無償化に関する協議の場」における協議の内容を十分に踏まえられたいこと。

なお、認可外保育施設等の経過措置期間において、全額国費で負担するべく措置を講ずることとされている事務費相当額については、所要の国費を確保されたいこと。

- 2 高等教育の無償化に係る財政措置等

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の無償化について、地方公共団体における事務負担の増加に十分配慮しつつ、円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 3 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣官房、内閣府、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき行われる給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめに向けた検討等に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

あわせて、子ども・子育て支援新制度について、引き続き、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

また、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

5 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

6 教職員定数の増加の抑制

教職員定数については、国・地方を通じた厳しい財政状況や「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等を踏まえ、教職員数の増加を伴う施策について、改善増を真に必要なものに限る等、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すことのないよう、厳に抑制されたいこと。

（厚生労働省）

1 幼児教育の無償化に係る財政措置等（同旨内閣府、文部科学省）

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）に基づく幼児教育の無償化について、地方公共団体における事務負担の増加に十分配慮しつつ、円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

特に、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする諸課題の解決に当たっては、「幼児教育の無償化に関する協議の場」における協議の内容を十分に踏まえられたいこと。

なお、認可外保育施設等の経過措置期間において、全額国費で負担するべく措置を講ずることとされている事務費相当額については、所要の国費を確保されたいこと。

2 待機児童の解消に係る財政措置（同旨内閣府）

待機児童の解消に向け、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等に基づく「子育て安心プラン」を前倒して行う受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の着実な推進に必要な財源を確保されたいこと。

3 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき行われる給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめに向けた検討等に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

あわせて、子ども・子育て支援新制度について、引き続き、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

また、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

5 医療・介護サービスの提供体制改革等

医療・介護サービスの多くは地方公共団体を通じて提供されるものであることから、その提供体制の改革を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえた上で、実効性のあるものとされたいこと。特に、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議を通じた具体的対応方針の策定のためのデータの提供や先進事例の横展開等、適切な支援を行われたいこと。

さらに、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保されたいこと。

6 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう、「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき拡充した財政支援を着実に実施するとともに、来年度の保険者努力支援制度等の財政支援の詳細について、引き続き、地方と十分に協議を行われないこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて、各地方公共団体において繰入が行われている要因等の把握・分析を行い、解消に向けた取組を促進されたいこと。

また、普通調整交付金の算定方法について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、新制度の円滑な運営に配慮するとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

さらに、医療費適正化を推進する観点から、特定健康診査及び特定保健指導の国庫負担について、地方公共団体に超過負担が生じている状況を踏まえ、実態の把握を行い、所要の国費を確保するとともに、重症化予防等の取組を推進する地方公共団体への適切な支援を行われないこと。

このほか、乳幼児医療費の自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

7 介護保険制度の安定的な運営の推進等

第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険制度の検討に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担等を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

また、保険者機能強化推進交付金については、交付の早期化や評価指標の合理化を図るとともに、所要の国費を確保されたいこと。

あわせて、第8期介護保険事業（支援）計画期間における調整交付金の活用方策については、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、検討されたいこと。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業については、その実施状況を十分に把握し、市町村が地域の実情に応じ、多様な主体を活用することにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、適切な支援を行われないこと。

8 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

9 風しんに関する追加的対策の推進

平成30年度から実施している風しんに関する追加的対策のうち、緊急風しん抗体検査等事業については、地方公共団体による円滑な実施に支障を来すことのないよう、所要の国費を確保されたいこと。

10 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化

児童福祉司等の処遇改善や一時保護の受け皿確保など、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等に基づく児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策の実施に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、その取組が実効性のあるものとなるよう関連する制度の運用改善を図るとともに、所要の国費を確保するなど、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に掲げる児童福祉司等の増員目標達成に向けて、地方公共団体において計画的な人材確保が可能となるよう、地域の実情を踏まえた支援策を検討し、必要な措置を講じられたいこと。

11 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消

国民年金等事務取扱交付金については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）の施行による事務負担の増加等により、超過負担が生じていることから、関係省で実施する当該交付金の対象事務に関する実態調査の結果を踏まえて補助基準額を設定した上で、所要の国費を確保し、超過負担を完全解消すべきであり、そのための格段の努力を払われたいこと。

12 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

（農林水産省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 直轄事業の見直し（同旨国土交通省）

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成 21 年 4 月 24 日）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、その縮減に取り組まれないこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるように、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

3 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

4 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

（林野庁）

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、引き続き、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還（補償金なし）を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されたいこと。

さらに、林業公社の経営健全化のための方針に基づく施業コストの低減や販路拡大などの取組をはじめ、林業公社が行う経営健全化の取組について適切な支援を行われたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう、効果的な対策を検討されたいこと。

(経済産業省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進(同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(国土交通省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進(同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じるとともに、共生社会実現のための受入れ環境整備については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 2 所有者不明土地等対策の推進(同旨法務省)

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和元年6月14日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)等を踏まえ、土地所有権の放棄を可能とする方策等を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

- 3 直轄事業の見直し(同旨農林水産省)

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」(平成21年4月24日)及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、その縮減に取り組まれたいこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

4 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

5 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費の確保をはじめ、必要な財政措置を講じられたいこと。

6 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

（環境省）

1 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。